

第3章 循環型社会の実現

第1節 廃棄物の現況

1 一般廃棄物

(1) 一般廃棄物（ごみ）

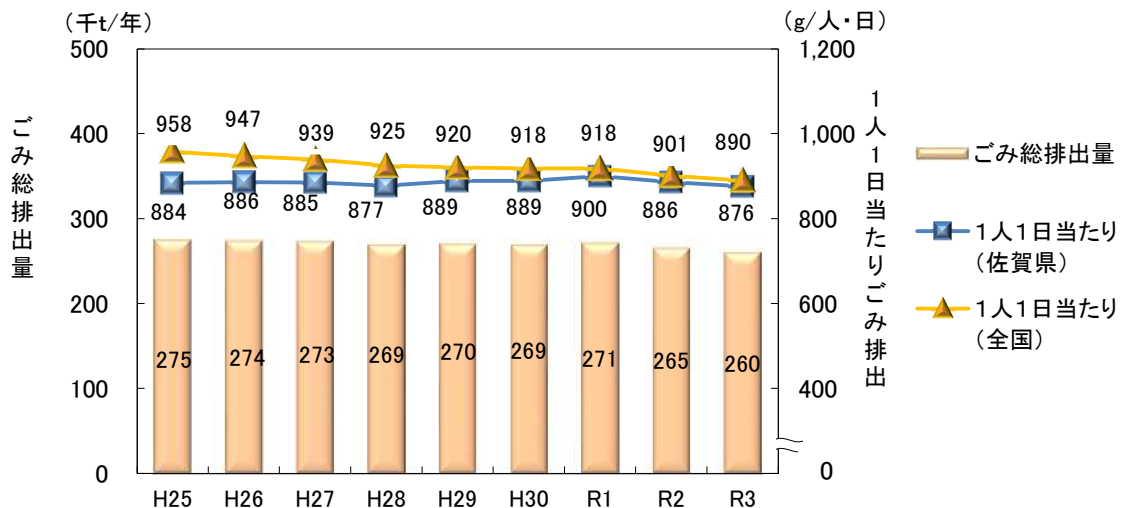
① ごみの排出量の推移

令和3年度に県内の家庭及び事業所等から排出されたごみ総排出量は260千t(=収集量+直接搬入量+集団回収量)で、県民1人1日当たりのごみ排出量は876gとなっています。

ごみ総排出量、1人1日当たりのごみ排出量は、ほぼ横ばいとなっています。

なお、1人1日当たりのごみ排出量については、全国平均より低い水準(令和3年度では全国第11位)を維持しています。

図2-3-1 ごみ総排出量と1人1日あたりのごみ排出量の推移 資料：循環型社会推進課



② リサイクル率と最終処分率の推移

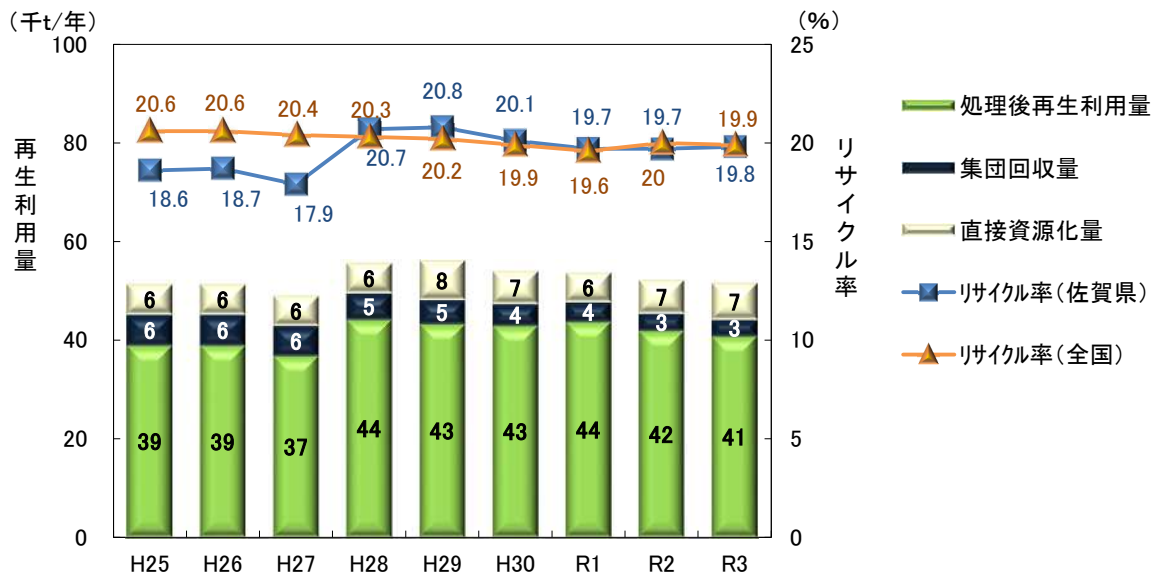
令和3年度の総資源化量は、県全体で52千t(リサイクル率:19.8%)となっています。リサイクル率の推移をみると、平成24年度(18.0%)から平成27年度(17.9%)までほぼ横ばいでしたが、平成28年度(20.7%)に増加し、以降は横ばい傾向が続いています。

また、令和3年度の最終処分量は、10千t(最終処分率:4.1%)となっています。最終処分率は、全国平均より低い水準を維持しています。

一般廃棄物 産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

図 2-3-2 総資源化量とリサイクル率の推移

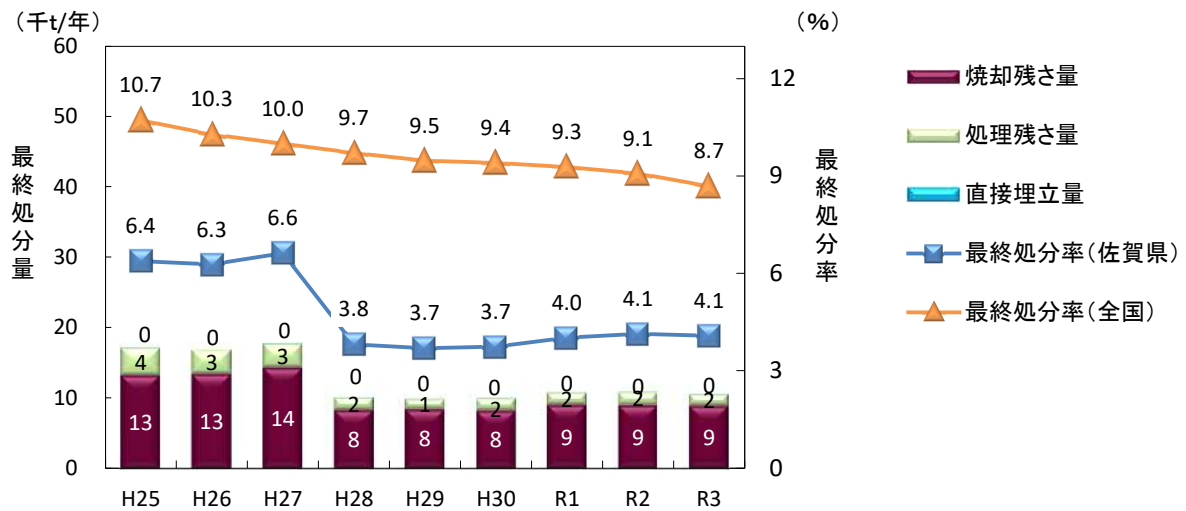
資料：循環型社会推進課



(注) 集団回収量： 市町による用具の貸出、補助金の交付等で市町登録された住民団体によって回収された量
 直接資源化量： 市町の資源化施設（粗大ごみ処理施設、堆肥化施設など）を経ずに、再生業者等で資源化した量
 リサイクル率： 市町の計画処理区域内における処理対象ごみ量（収集量＋直接搬入量）と集団回収量の合計に対する総資源化量の割合

図 2-3-3 最終処分量と最終処分率の推移

資料：循環型社会推進課



(2) 一般廃棄物（し尿）

① 水洗化等の推移

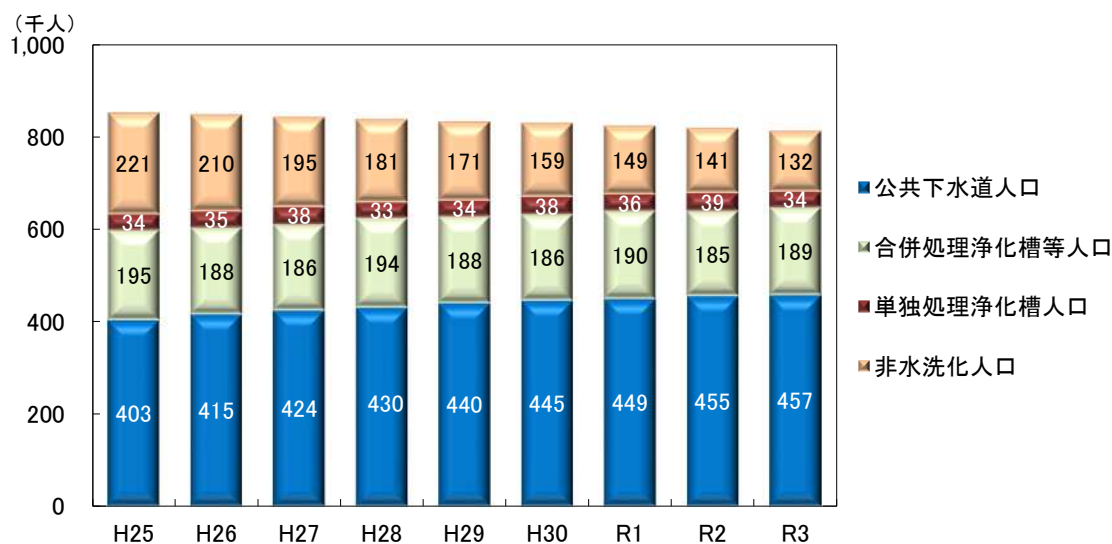
令和3年度の県内の水洗化人口は681千人、水洗化率（総人口に対する水洗化人口の割合）は83.8%となっています。

水洗化人口の内訳をみると、公共下水道人口が457千人（水洗化人口の56.3%）、浄化槽人口が224千人（同27.5%）、コミュニティ・プラント（市町村が設置したし尿処理施設で、し尿と生活雑排水を合わせて処理する施設）人口が0.1千人（同0.0%）となっています。

水洗化率については、年々増加する傾向にありますが、全国（令和3年度実績：95.9%）と比較すると、依然として低い水準にあります。

図 2-3-4 水洗化人口等の推移

資料：下水道課



※ 合併処理浄化槽等人口には、コミュニティ・プラント人口を含む。

② し尿等の処理・処分状況

令和3年度のし尿及び浄化槽汚泥の排出量は363千k1となっています。このうち市町等によって収集されたし尿及び浄化槽汚泥の合計（計画収集量）は362.9千k1（排出量の99.9%）で、自家処理は0.5千k1（同0.1%）となっています。

し尿処理フローでみると、排出量363千k1の大部分（360千k1：排出量の99.3%）が、し尿処理施設で処理されており、この他ごみ堆肥化施設（2千k1：同0.7%）で処理されています。

なお、海洋投入処分は平成19年2月以降全廃されています。

表 2-3-1 し尿等の処理・処分量の推移 資料：循環型社会推進課 (単位：k1)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
し尿処理施設	401,778	387,435	377,984	374,047	372,777	367,266	360,440
自家処理量	884	745	711	452	426	478	452
ごみ堆肥化施設	3,727	3,307	3,418	2,959	3,299	2,654	2,456
農地還元等	0	0	0	0	0	0	0
計	406,389	391,487	382,113	377,458	376,502	370,398	363,348

2 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物の現況

ダイオキシン類など環境に対する意識が高まる中、事業活動に伴う産業廃棄物は、依然として、大量に排出されており、また、その質も多様化しています。

しかしながら、産業廃棄物の減量化やリサイクルは、必ずしも十分に進んでおらず、他方、産業廃棄物を適正に処理するための処理施設については、廃棄物処理に対する住民の不安や不信感を背景として、その確保がますます困難になっています。

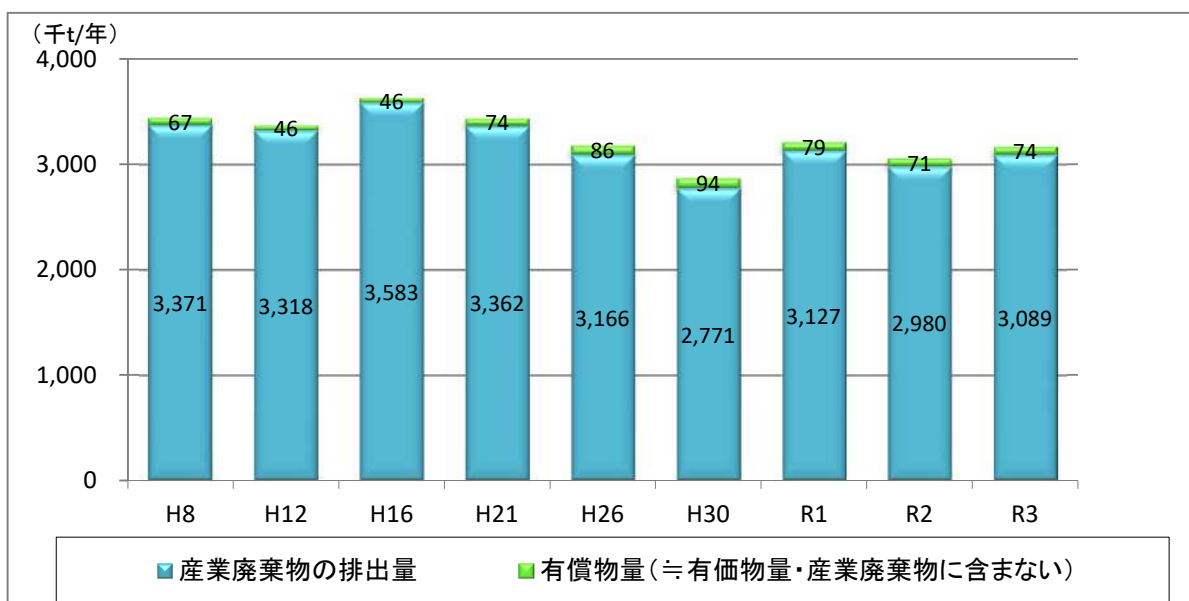
① 発生・排出状況

令和3年度に県内で生じた不要物等の発生量は3,163千tで、発生量から有償物量(法令上は廃棄物に該当しないもの)を除いた排出量、いわゆる産業廃棄物量は3,089千tと推計されます。

排出量の推移をみると、平成16年度に大規模工事(杵藤地域：ダム工事に伴う多量の建設汚泥の排出)等の影響もあって増加しましたが、近年は横ばい傾向にあります。

図 2-3-5 発生排出状況の推移

資料：循環型社会推進課



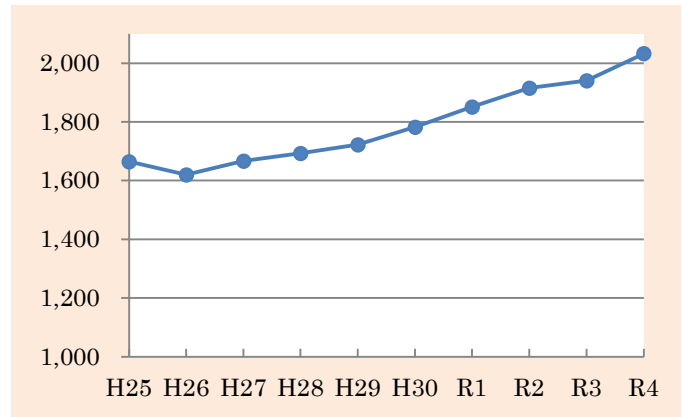
② 処理・処分状況

令和3年度に県内で生じた産業廃棄物量(排出量)は3,089千tとなっています。

排出量のうち、脱水や焼却等の中間処理によって1,462千t(排出量の47.3%)が減量化されており、1,561千t(同50.5%)が肥料や建設材料等に再生利用され、65千t(同2.1%)が埋立処分されています。

図 2-3-6 産業廃棄物処理業者数の推移

資料：循環型社会推進課



③ 産業廃棄物処理業許可等の状況

令和5年3月31日現在での産業廃棄物処理業許可件数及び業者数の推移、地区別の産業廃棄物処理施設設置許可状況は、表2-3-2及び表2-3-3のとおりです。

表 2-3-2 産業廃棄物処理業許可件数及び業者数の推移 (各年度末現在)

資料：循環型社会推進課

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4
収集運搬業新規許可	93	70	88	110	112	98	123	115	108	113
〃 変更許可	15	18	6	22	19	16	23	15	18	20
〃 更新許可	219	269	211	250	272	240	263	274	300	333
処分業新規許可	4	3	4	7	6	4	2	3	6	4
〃 変更許可	3	4	8	7	7	6	7	2	3	4
〃 更新許可	27	44	26	14	28	26	38	26	23	28
特管収集運搬業新規許可	7	6	7	13	11	12	17	10	13	18
〃 変更許可	10	3	6	7	4	2	2	4	2	
〃 更新許可	55	30	30	34	29	44	24	40	42	41
特管処分業新規許可										
〃 変更許可				1						
〃 更新許可	2	2	1	2		1	1	1	1	
計	435	449	387	467	488	449	500	490	516	561
業者数	1,665	1,620	1,667	1,693	1,722	1,783	1,851	1,915	1,941	2,033

産業廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

表 2-3-3 産業廃棄物処理施設設置許可状況（令和 5 年 3 月 31 日現在）

資料：循環型社会推進課

令第 7 条	施設名	処理能力	佐賀 中部	鳥栖	唐津	伊万 里	杵藤	県外	計
1	汚泥の脱水施設	10m ³ /日を超えるもの	8	3	6	2	2	6	27
2	汚泥の乾燥施設	10m ³ /日を超えるもの	2				1		3
	汚泥の天日乾燥施設	100m ³ /日を超えるもの							
3	汚泥の焼却施設	5m ³ /日超又は、200 kg/H 以上又は、火格子面積 2 ㎡以上のも	2		1		1		4
4	廃油の油水分離施設	10m ³ /日を超えるもの							
5	廃油の焼却施設	1m ³ /日超又は、200 kg/H 以上又は、火格子面積 2 ㎡以上のも	1		1		1		3
6	廃酸・廃アルカリの中和施設	50m ³ /日を超えるもの							
7	廃プラスチック類の破碎施設	5t/日を超えるもの	8	8			2		18
8	廃プラスチック類の焼却施設	100 kg/日超又は火格 子面積 2 ㎡以上のも	2		1		1		4
8 の 2	木くず又はがれき類の破碎 施設	5t/日を超えるもの	41	18	13	11	22	15	120
9	有害汚泥のコンクリート固化 施設								
10	水銀汚泥のばい焼施設								
11	汚泥・廃酸・廃アルカリのシア ン分解施設		7	2					9
11 の 2	廃石綿又は石綿含有産業廃 棄物の熔融施設								
12	廃PCB等の焼却施設								
12 の 2	廃PCB等の分解施設								
13	PCB汚染物等の洗浄施設又 は分離施設								
13 の 2	産業廃棄物(第 3 号、第 5 号、第 8 号及び第 12 号に掲げるものを 除く。)の焼却施設	200 kg/H 以上又は、火 格子面積 2 ㎡以上のも の	3		1	1	3		8
14	最終処分場	遮断型							
		安定型	7	1	5	3	3		19
		管理型	1	1	2	1			5
計			82	33	30	18	36	21	220

(注) 法第 15 条第 1 項の許可対象となる施設であり、同一施設であって 2 種類以上に該当する場合は、それぞれの施設数を 1 としています。

第2節 循環型社会の形成促進～まなぶ、つながる、ささえる～

1 第5次佐賀県廃棄物処理計画

県では、廃棄物等の減量化・リサイクルの推進及び適正な処理を通じて、循環型社会の形成を図るため、県民、事業者、行政の各関係者が、共通認識のもと、徹底したごみの減量化・リサイクルに取り組むため「佐賀県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

令和3年3月に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正やその他法制度の改正の動向及び廃棄物の実態調査等を踏まえ、令和3年度から令和7年度を計画期間とする『第5次佐賀県廃棄物処理計画～人・社会・自然が結び合う生活 さが～』を策定し、本計画に基づき、循環型社会の実現に向け「まなぶ、つながる、ささえる」を3つの柱とした施策を展開していきます。また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、海洋プラスチックごみ対策アクションプラン、食品ロスの削減の推進に関する法律など、新たな動きを踏まえた取組を推進しています。

【3つの柱】

- ・まなぶ・・・県民一人ひとりが循環型社会の必要性を理解することで、ライフスタイルの変革を促す
- ・つながる・・・「モノ」と「モノ」がつながり、「県民」「排出事業者」「廃棄物処理業者」「市町」「県」の取組がそれぞれつながっていくことで、地域の特性や循環資源の性質に応じた循環型社会の形成を推進する
- ・ささえる・・・廃棄物処理を取り巻く状況が変化中、関係機関が互いに支え合うことで廃棄物の適正処理を更に推進する

循環型社会 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

廃棄物処理計画については、県のホームページに掲載しています。

新しい「第5次佐賀県廃棄物処理計画～人・社会・自然が結び合う生活 さが～」を策定しました

<http://www.pref.saga.lg.jp/kiiji00347913/index.html>

2 循環型社会の形成促進 施策の推進「まなぶ」「つながる」

(1) まなぶ

県民一人ひとりが循環型社会の必要性を理解することで、ライフスタイルの変革を促しています。

① 県民運動の推進

- ・10月の「プラスマLifeさが強化月間」にあわせた商業施設でのプラスチックごみ削減推進の啓発イベントの実施。
- ・10月の食品ロス削減月間にあわせたショッピングセンターでの啓発イベントの実施。
- ・6月の「環境月間」における「不法投棄防止対策月間」と称した不法投棄パトロールの実施強化。

② 環境学習の充実

各市町の廃棄物減量等推進員（廃棄物処理法第5条の8で規定）や県民の方を対象に、3Rに関する知識の普及啓発を目的とした研修会（廃棄物減量等推進員研修会）を開催しています。

③ その他

i 九州食べきり協力店等の募集

九州全域におけるごみ減量化及びリサイクルの推進を図ることを目的として設立された九州ごみ減量化推進協議会の統一事業として、利用客への「食べきり」の呼びかけを行うなど、食品ロスの削減等に協力・貢献する取組を行う店舗を「九州食べきり協力店等」として登録し、ポスター及びステッカーを交付しています。

令和5年3月31日現在で、協力店：110店、応援店：36店が本事業に参加されています。

また、登録した店舗名や取組内容等は、県のホームページ等で紹介・PRしています

九州食べきり協力店等の募集を行っています

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiiji00314222/index.html>

ii 電子マニフェスト制度の推進

○電子マニフェスト等適正管理促進事業

排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対し、適正な委託契約の締結を指導するとともに、マニフェスト制度の周知を行っています。

また、マニフェスト事務手続きの簡素化や処理状況の即時把握等が可能なマニフェストの普及促進を図るため、一般社団法人佐賀県産業資源循環協会が行う電子マニフ

エスト普及促進等適正管理に関する事業に対し支援を行っています。

【令和4年度実績 1件 2,584千円】

iii 海岸漂着物対策

【佐賀県海岸漂着物対策推進協議会】

近年、海岸において、河川等から流出した流木や葦、プラスチック等の大量漂着や、海外からと思われる医療系廃棄物の漂着、あるいはごみの不法投棄が発生しており、これらは、生活環境や自然環境に悪影響を及ぼしています。

このため、県では平成22年度に「佐賀県海岸漂着物対策推進協議会」を設置し、海岸域のごみ対策に係る諸問題への対応を協議し、各関係機関の連携のもと各種政策の推進等による海岸漂着ごみの発生抑制や円滑な処理を図ることとしています。

また、県及び市町は、災害などによる大量の海岸漂着物の発生や危険物が漂着した場合は速やかに情報収集に努めるとともに、危険物等については地域住民への周知並びに適正処理を実施することとしています。



【海岸漂着物の状況(佐賀市東与賀海岸)】



【松浦沿岸に漂着した医療系廃棄物】

(2) つながる

「モノ」と「モノ」がつながり、「県民」「排出事業者」「廃棄物処理業者」「市町」「県」の取組がそれぞれつながっていくことで、地域の特性や循環資源の性質に応じた循環型社会の形成を推進しています。

① 佐賀県認定リサイクル製品認定制度

循環資源の有効利用及びリサイクル産業の育成を目的として、平成13年度に創設したリサイクル製品認定制度により、リサイクル製品の利用促進に努めています。

令和5年3月31日現在で21社157製品を認定していますが、半数以上をコンクリート製品が占めています。また、新規申請数が減少していることから、より多種多様なリサイクル製品を認定するため、リサイクル製品製造業者に対する制度の周知や新規申請の働きかけを行っています。募集要項は、県ホームページに掲載しています。

佐賀県認定リサイクル製品の申請を受け付けています

http://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00314134/index.html

② 産業廃棄物の減量化・リサイクルの促進への取組

i 産業廃棄物減量化・リサイクル推進研修会

排出事業者を対象とした研修会を開催しています。

ii 産業廃棄物税を活用した3Rの推進

廃棄物の循環的利用の促進につながる優良なりサイクル産業を育成するため、平成17年度に産業廃棄物税を財源とする補助制度を創設しました。産業廃棄物の排出事業者や処分業者等が排出抑制やリサイクルのために新たな設備を導入する際に支援を行っています。

また、その成果を県内に波及させ、県全体の産業廃棄物の排出抑制を推進することとしています。

○リサイクル施設等整備促進事業

産業廃棄物排出事業者が行う、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルを推進する施設の整備について、支援を行っています。

【令和4年度実績 1件 6,941千円】

○リサイクル産業育成支援事業

産業廃棄物処理事業者が行う、産業廃棄物を原料としたリサイクル製品の製造や資源化施設等の整備について、支援を行っています。

【令和5年度実績 3件 28,866千円】

③ 市町が行う廃棄物の減量化・リサイクルの取り組みへの技術的援助

i. 佐賀県一般廃棄物対策連絡会議

県では、市町及び一部事務組合と「佐賀県一般廃棄物対策連絡会議」を開催し廃棄物処理に関する技術的支援を行っています。

ii. 一般廃棄物処理施設の整備状況及び整備に対する支援

焼却施設から排出されるダイオキシン類の排出削減対策を基本として、環境負荷の低減を図り、併せて、ごみの排出抑制・資源化、さらには、事業費の縮減を図ることを基本方針とした「佐賀県ごみ処理広域化計画」を策定し、この計画に基づき、ごみの広域処理を推進し、平成28年1月に佐賀県西部広域環境組合、令和2年4月に天山地区共同環境組合のごみ処理施設が稼働を開始しました。佐賀県東部環境施設組合は令和6年4月に、新たなごみ処理施設の供用開始を予定しています。

一般廃棄物処理施設整備に対しては、国の循環型社会形成推進交付金等制度を活用し、関係市町・一部事務組合が作成した各々の地域計画に基づき、令和4年3月31日現在、佐賀市、佐賀県東部環境施設組合、杵東地区衛生処理場組合及び三神地区環境事務組合が行う廃棄物施設整備に係る補助金申請事務等の助言・指導を行っています。

④ 中間処理業者・最終処分業者への支援

○中間処理業者・最終処分業者が行う計量設備（トラックスケール）の導入経費に対する支援

【令和5年度実績 3件 5,758千円】

○産業廃棄物処理施設周辺の環境整備

産業廃棄物処分場周辺住民との信頼関係を構築するため。当該処分場の設置者が行う当該処分場周辺の環境保全事業に対し、支援を行っています。

【令和5年度実績 7件 9,594千円】

⑤ グリーン購入

環境に対する負荷を少なくする持続可能な循環型社会システムを構築するためには、生産、流通、消費、廃棄の各段階において環境に配慮した取組を推進し、「大量生産、大量消費、大量廃棄」型の社会経済システムを見直し、「最適生産、最適消費、最少廃棄」型の社会づくりを目指す必要があります。

このうち、消費の面から環境に対する負荷を少なくする取組が「グリーン購入」です。グリーン購入とは、商品等を購入する際に、まず本当に買う必要があるかを考えたうえで、価格だけでなく、環境のことを考えて、リサイクル製品や使用後の再使用又は再生利用が可能な製品等の環境への負荷が少ない商品等を優先して購入することです。

グリーン購入の推進により、環境に配慮した製品の市場拡大による価格低下や新しい技術の開発による新製品の流通等が促進されるとともに、その原材料となる再生資源の需要も喚起され、従来、廃棄されていた資源がリサイクル資源として活用されるようになり、社会システムとして、リサイクルルートが確立されることを目指しています。

また、国民経済に影響力を持つ国、地方公共団体等による調達推進を呼び水として、民間部門へも取組の輪を広げ、環境物品等への需要の転換を促進することも重要となっています。

このため、県では「佐賀県環境物品等調達方針」を定めグリーン購入に積極的に取り組んでいます。

3 安全・安心な廃棄物対策 施策の推進「ささえる」

廃棄物処理を取り巻く状況が変化していく中、関係者が互いに支え合うことで廃棄物の適正処理をさらに推進しています。また、安全かつ適正に廃棄物を処理するための基盤整備及び不法投棄の防止を図っていきます。

(1) 監視指導の強化

① 産業廃棄物の対策

廃棄物事業者への監視・指導

排出事業者及び処理業者に対し、産業廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用及び適正処理の推進について、支援・指導を行っています。

特に令和2年度は、以下の事項について、適正処理にかかる指導を実施しました。

- ◆ 多量排出事業者に対する処理計画の策定指導及び公表
- ◆ 不法投棄監視カメラの配備及び運用
- ◆ スカイパトロールによる上空からの監視事業の実施（年5回実施）
- ◆ 閉庁日におけるパトロールの実施
- ◆ 市町等との合同による産廃パトロールの実施
- ◆ 機動監視員による適正処理の推進及び監視指導
- ◆ 焼却施設におけるダイオキシン類測定状況の把握及び指導
- ◆ 最終処分場に対する総点検の実施
- ◆ PCB 廃棄物特別措置法に基づく届出等の指導

② 不法投棄防止対策支援事業

不不法投棄や不正適正処理の防止を図るため、市町、CSO 及び廃棄物処理事業者などが協力し連携して不法投棄防止対策に取り組む事業を支援しています。

【令和5年度実績 7件（佐賀市、鳥栖市、伊万里市、武雄市、小城市、白石町、江北町）、7,892千円】

(2) 災害廃棄物の適正処理

平成20年9月9日に県内の産業廃棄物の処分等を行う事業者の協会と「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」を締結し、平成28年9月1日には県内の一般廃棄物の収集運搬等を行う事業者の組合と「災害時における一般廃棄物の収集運搬の支援協力に関する協定」を締結しており、災害時の廃棄物処理を適正かつ円滑に実施できる体制を整えています。加えて、平成29年9月1日には県内の解体工事業者でつくる佐賀県解体・リサイクル協議会と「災害発生時における建築物等の解体撤去等に関する協定書」を締結し、救助や復旧に支障を来す倒壊建物などを早く適切に処理する体制を整えています。

災害廃棄物の迅速な処理に向けて、平時から、大規模災害発生時の廃棄物対策につい

て情報共有を行い、関係機関（県、市町、廃棄物関連業者等）との連携を図り、関係職員の災害対応力の向上、災害廃棄物処理に関する知識の充実及び人材育成のため、市町・一部事務組合等を対象とした研修会を開催します。また、市町や廃棄物処理事業者等の「顔の見える関係」の構築のため意見交換会を開催します。

さらに、災害発生時における廃棄物を適正に処理するため、環境省が策定した「災害廃棄物対策指針」に基づき、市町に対して、実効性のある「災害廃棄物処理計画」の策定を支援・指導します。

表 2-3-4 県が民間事業者団体と締結している災害時支援協定（R4.3.31 現在）

資料：循環型社会推進課

協定名	協定先	締結日	主な支援内容
地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	一般社団法人佐賀県産業資源循環協会	平成20年9月9日	地震等の災害で発生する災害廃棄物の撤去、収集運搬、中間処理及び最終処分
災害時における一般廃棄物の収集運搬の支援協力に関する協定	・佐賀県環境整備事業協同組合 ・佐賀県環境システム事業協同組合	平成28年9月1日	避難所等から発生する一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥・生活系ごみ）の収集運搬
災害発生時における建築物等の解体撤去等に関する協定書	佐賀県解体・リサイクル協議会	平成29年9月1日	救助や復旧に支障を来す倒壊建物の解体撤去

(3) 新型インフルエンザ等の感染症流行時の廃棄物の適正処理

新型コロナウイルス感染症が流行した全国の自治体では、廃棄物処理に支障が生じた地域も発生しています。このことから、新型インフルエンザ等感染症流行時の廃棄物処理については、市町の「新型インフルエンザ等対策行動計画」及び「廃棄物処理事業継続計画（新型コロナウイルス感染症を想定した廃棄物処理事業継続計画を含む。）」の中で規定し、県民生活及び経済活動への影響が最小限となるよう努めています。

(4) 公共関与による産業廃棄物処理

本県の優れた自然環境や県民の生活環境を保全し、かつ、産業活動の健全な発展を目指した公共関与による産業廃棄物処理施設「クリーンパークさが」が、平成21年4月から本格稼働しています。この施設は、安全で信頼性の高い高度な処理技術や公害防止技術を備えており、環境への負荷を低減しながら安全かつ効率的に廃棄物を処理しており、同施設が行う高度処理支援事業を支援しています。

4 各種リサイクル法に基づく取組の推進

(1) 建設副産物対策の推進

○ 現状

建設廃棄物については、平成 30 年度の全国建設副産物実態調査によると、建設副産物の全体排出量は、約 7,440 万 t で平成 24 年度に比べると、2.4%増加していますが、再資源化・縮減率は、97.2%と 1.2%向上しています。

図 2-3-7 産業廃棄物の業種別排出量
(令和 3 年度)

出典：環境省調査

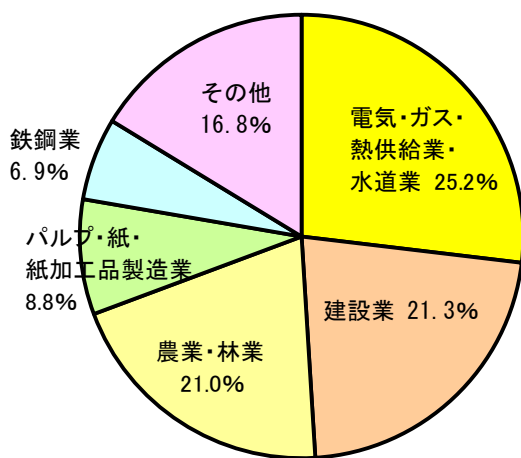


図 2-3-8 建設廃棄物の種類別排出量
(平成 30 年度)

出典：建設副産物実態調査（国土交通省）

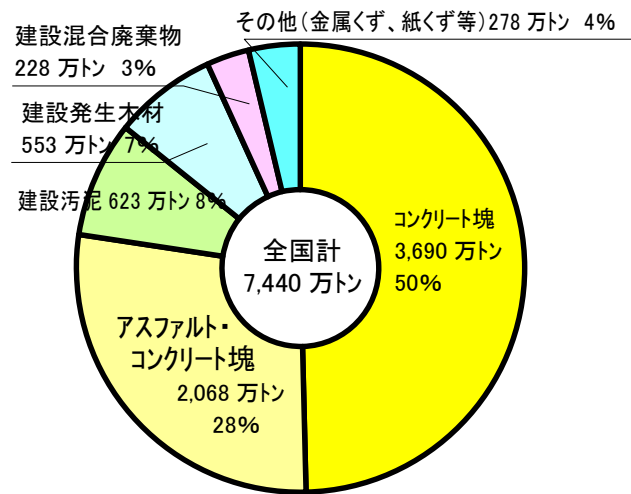


表 2-3-5 建設副産物のリサイクル率(平成 30 年度) 出典：建設副産物実態調査(国土交通省)

(単位：%)

種類	全国	九州	佐賀	平成 30 年度目標(全国) ※
建設廃棄物全体	97	96	97	96%以上
アスファルト・コンクリート塊	99	99	99	99%以上
コンクリート塊	99	99	99	99%以上
建設汚泥	96	79	93	90%以上
建設混合廃棄物	63	54	38	60%以上
建設発生木材(再資源化等率)	96	90	98	95%以上
建設発生土(有効利用率)	80	72	84	80%以上

※平成 30 年度目標値は、「建設リサイクル推進計画 2014」における参考値。

○ 講じた対策等

建設副産物対策（発生抑制、再生利用の促進及び適正処理の推進）をより一層推進させるため、「建設副産物の取扱い方針」により処理するよう指導しています。

また、建設発生土の工事間利用を促進するため、建設発生土情報交換システム等の活用により土砂の情報収集に努めるよう、佐賀県建設副産物処理方針に示しています。

○ 建設リサイクル法

平成 14 年 5 月から、一定規模以上の工事については、コンクリート、木材、アスファルト・コンクリート等を基準に従い工事現場で分別（分別解体等）し、再資源化することを義務付けた建設リサイクル法が完全施行されました。

法施行後、毎年 2 回（6 月、10 月）一斉パトロールを実施しており、法の周知を図るとともに、工事現場における指導に努めています。

(2) 容器包装リサイクル法

一般廃棄物の容積比約 6 割、重量比で約 2～3 割を占める容器包装廃棄物について、事業者がリサイクルの義務を負う「容器包装リサイクル法」が、平成 12 年度から施行され、市町村の分別収集対象は、全 10 品目となりました。

更に、平成 20 年 4 月からは容器包装廃棄物のリサイクルに係る社会的コストの効率化を図るために、事業者が分別収集を行う市町村に対して資金が拠出される仕組みが創設されました。

県では、令和 5 年度を初年度とする令和 10 年度までの「第 10 期佐賀県分別収集促進計画」を策定し、県内市町の分別収集計画が円滑に実施されるよう、市町への支援等を行っています。

(3) 家電リサイクル法

消費者、家電小売店、製造メーカーが、それぞれの役割分担のもと、特定家庭用機器（ブラウン管式テレビ、エアコン、電気冷蔵庫、電気洗濯機）のリサイクルを行う「家電リサイクル法」が、平成 13 年 4 月から施行され、平成 16 年 4 月から電気冷凍庫が、平成 21 年 4 月から液晶式・プラズマ式テレビ及び衣類乾燥機が対象品目に加えられました。

法施行後、指定引取場所（令和 5 年 3 月 31 日現在で佐賀県内 4 箇所）への廃家電の持込みはおおむね順調に行われていますが、依然として特定家庭用機器の不法投棄が発見されたり、消費者から小売業者以外への排出家電の引渡しについて情報が寄せられていたりしていること等から、引き続き、この制度の適切な運用を図るため、市町とも協力して、県民、事業者への普及啓発を実施しています。

(4) 資源有効利用促進法

法改正により、平成 15 年 10 月から、事業系パソコンに加え、家庭系パソコンも、製造等事業者による自主回収及び再資源化の対象となりました。

現在のところ、回収・再資源化はおおむね順調に進んでいますが、引き続き、この制度の適切な運用を図るため、市町と協力して県民への普及啓発を実施しています。

(5) 自動車リサイクル法

国内で廃棄される自動車に関して、廃棄物を減らし、資源の無駄遣いをしない循環型社会をつくるため、自動車の所有者、自動車メーカー、関連事業者の役割を決めた「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」が、平成 17 年 1 月から施行されています。

なお、唐津市の高島、神集島、小川島、加唐島、松島、馬渡島及び向島については、自動車リサイクル法に基づき、離島対策支援の事業を実施する区域の条件に該当する旨の公示が、平成 17 年 12 月 7 日になされました。

また、廃棄二輪車に関しては、自動車リサイクル法のような個別法はなく、二輪車の国内メーカー 4 社とインポーター 12 社が中心となった自主的な取組みである「二輪車リサイクルシステム」が平成 16 年 10 月 1 日より開始されています。

表 2-3-6 自動車リサイクル法に係る登録及び許可業者一覧（地区別）（令和 5 年 3 月 31 日現在）

資料：循環型社会推進課

業種	管轄	佐賀中部	鳥栖	唐津	伊万里	杵藤	合計
引 取		59	10	14	8	16	107
フロン回収		29	9	6	5	4	53
解 体		19	7	5	3	2	36
破砕前処理		6	2	2	0	1	11
破 砕		1	1	0	0	0	2
実業者数		68	13	21	9	21	132

(注) 引取、フロン回収、解体及び破砕前処理並びに破砕の登録・許可を同時にしているものもそれぞれの業種ごとに挙げている。

(6) 小型家電リサイクル法

使用済みとなった携帯電話やデジタルカメラ、ゲーム機などの小型家電に含まれる有用な貴金属やレアメタルが十分に回収されていない現状から、これらの再資源化を促すために、消費者、小型家電の製造業者、関係事業者などの役割を決めた「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」が、平成 25 年 4 月から施行されています。

また、2021 年に東京で開催されたオリンピック・パラリンピック競技大会の金・銀・銅メダルを、不要になった携帯電話や小型家電からリサイクルした原材料で製造する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」には県内の全市町が参加しま

した。

このプロジェクトは、必要な金属量を確保できたことから2019年3月末をもって終了しましたが、その後は「アフターメダルプロジェクト」として市町において携帯電話等を回収しています。